

第 154 号 令和 5 年 1 月 発行

— 目 次 —

記 事	頁
〈巻頭言〉	
令和5年 年頭所感 一般社団法人日本建設業連合会 会長 宮本 洋一	1
〈特集〉	
「建設業取引適正化推進期間」における建設業法令遵守講習会等の開催結果について	4
〈機構主催の講習会〉	
機構主催の講習会	23
〈建設業行政等〉 【行政情報】	
令和5年度不動産・建設経済局関係予算決定概要	35
令和4年度(2022年度)建設投資見通し	36
地方公共団体における工事におけるダンピング対策の「見える化」について	39
公共工事の円滑な施工確保について	44
「新・全国統一指標」令和3年度取組状況のまとめ	52
「建設業法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定	60
「監理技術者制度運用マニュアル」の一部改正について	64
「施工体制台帳の作成等について」の改正について	66
建設業許可の電子申請時に添付書類の省略を可能とする告示及び許可事務ガイドラインの改正について	67
建設業許可・経営事項審査電子申請システムのポスター等について	69
下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について	72
労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した契約の適正化について	85
資源有効利用促進法政省令の改正について	89
「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」(盛土規制法)の施行期日を定める政令及び施行に必要な規定の整備を行う政令を閣議決定	96
中央建設工事紛争審査会紛争処理状況 (令和4年(2022年)度第2四半期)	97
〈建設業行政等〉 【監督処分情報】	
監督処分情報(令和4年10月～12月)	99
〈独占禁止法関係〉	
下請取引の適正化について	101
物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策等に基づく中小下請取引適正化に向けた執行強化のための緊急増員について	108
事業者団体による会員事業者の供給製品の原材料等に係る市況の推移、価格転嫁の状況等の調査に係る相談事例について	110
独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果について	114
〈機構情報〉	
講師派遣のご案内	138
お役に立っています！ 機構の講習会	141
販売図書のご案内	144
建設業取引適正化センターのご案内	146
建設業法令遵守ポスターについて	148

特 集

記 事	ページ
「建設業取引適正化推進期間」における建設業法令遵守講習会等の開催結果について	4

特 集

「建設業取引適正化推進期間」における建設業法令遵守講習会等の開催結果について

1 はじめに

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正な運用と建設業法令遵守ガイドラインの周知等を通じ、不正行為の未然防止を図るとともに、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として元請負人から下請負人への違法・不当なしわ寄せ等について指摘があることから、建設業取引の適正化をより一層推進し、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることが必要です。このため、国土交通省及び都道府県が主催となって、平成22年度から、毎年11月を「建設業取引適正化推進月間」とし、建設業取引の適正化に関する講習会・研修会などの普及・啓発活動を集中的に実施してきたところです。

建設業適正取引推進機構では、「建設業取引適正化推進月間」に協賛し、各地方整備局等主催の建設企業等を対象とした講習会・研修会への講師派遣、建設業団体・企業に配布し周知促進するための建設業法令遵守ポスターの作成等に取り組んでまいりました。

令和4年度については、昨年度に引き続き、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」として、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、建設業法令遵守を推進するための取組が幅広く行われました。

当機構においても、昨年度に引き続き、国土交通省と連携して取組を行いましたところ、今号の特集では、各地方整備局等の主催により開催した建設業法令遵守に関する講習会について、ご紹介いたします。

2 講習会の開催結果概要について

各地方整備局等においては、10月から12月にかけて、管内都道府県や厚生労働省の各都道府県労働局、経済産業省、各都道府県建設業協会等とも連携して、主に管内地域の建設企業等を対象として、建設業法令遵守に関する講習会・研修会を開催してきました。このうち、当機構が講演を行った講習会の概要は以下のとおりです。

いずれの講習会においても、当機構からは「建設業の適正取引に向けて～実際のトラブル事例を踏まえて～」と題した講演を行ったところ、多くの参加者が熱心に受講されていました。

主催	開催日	開催場所	参加者数
北海道開発局	12月9日	ライブ配信等	164名
関東地方整備局	10月11日ほか	ライブ配信等	938名
北陸地方整備局	12月2日	ライブ配信等	375名
岐阜県	11月28日	岐阜市	51名
四国地方整備局	11月1日ほか	徳島市ほか	198名
沖縄総合事務局	10月28日	ライブ配信等	65名



岐阜県主催の講習会の様子

3 当機構の講演内容について

当機構による講演においては、「建設業の適正取引に向けて～実際のトラブル事例を踏まえて～」と題して、実際のトラブル事例の紹介を行うとともに、書面による契約締結、追加工事等に伴う追加・変更契約などについて、建設業法令遵守ガイドライン（令和4年8月改訂）の該当部分の記載を示すことを通じて、その周知・徹底を呼びかけました。講演の主な内容は以下のとおりです。また関東地方整備局主催の講習会で使用した講演資料も掲載します。

(1) 当機構及び建設業取引適正化センターについて

当機構は建設業・建設関連業を営む企業の資質の向上、建設生産システムの合理化、公正かつ自由な競争秩序の確立を図ることを目的として、建設業の適正取引に関する主催講習会の開催、建設業・建設関連業の企業・団体等が実施する講習会への講師の派遣（ライブ配信を含む）、関係法令等の実務参考書の出版等を主に行っております。

また、平成21年より、国土交通省からの委託を受けて、当機構内に「建設業取引適正化センター」（東京・大阪の2か所）を設置し、下請代金の支払や工事瑕疵などの建設工事の請負契約をめぐる元請下請間等の苦情、トラブルの相談に対応しています。毎年、全国から年間1,000件以上の相談が寄せられており、弁護士、土木の専門家又は建築の専門家である相談指導員が紛争の解決やトラブル防止に向けてのアドバイス、建設

業法の説明や関係法令を所管している行政機関（厚生労働省・中小企業庁等）の紹介等を行っています。

センター開設当初から令和3年度までの過去13年間で、累計約1万7,000件を超える相談に対応しております。

令和元年度から令和3年度までの直近3年間についてみると、まず、相談者の属性別では、元下間が全体の約3/4を占め、そのうちの約9割が下請負人の立場の方からの相談です。また、相談内容としては、「下請代金の争い」に関する相談が約半数を占めており、その中では、「金額は合意した（はず）が代金が支払われない」が最も多く、具体的には、口頭による契約のため契約金額や工期などの契約内容に争いが生じて不払いとなるケース等の相談がありました。次に多かったのは「赤伝処理等」（支払うべき下請代金から費用等を差し引くこと）となっており、残工事のサービス処理や安全協力会費の強制徴収トラブル等の相談がありました。その他、「追加工事等に伴う追加額の代金が支払われない」、「請負契約の内容が不明確なため代金（の一部又は全部）が支払われない」、「工事施工不良（出来栄え）を理由として代金が減額された又は支払われない」等を原因とする相談がありました。

（2）実際に建設業取引適正化センターに相談のあった相談事例について

今回は、講習会で紹介した実際の相談事例のうち、以下3つの事例を紹介するとともに、事例を踏まえた建設業法令遵守のポイントについてご説明します。

①簡単な見積りにより口頭の約束のみで工事を進めた事例

【相談内容（相談者：2次下請負人）】

- ・住宅屋根の葺き替え工事を、簡単な足場図面をもとにした見積りにより契約し、施工した。
- ・施工中に工事面積や材料の違いが判明し、工事代金が大幅に不足することが予想されたので、元請負人や1次下請負人に相談したところ、「後で面倒をみるから」という口約束で工事を継続することにした。
- ・その後、施工途中で資金繰りがつかなくなったため、現場退去させられることになったが、当初契約の代金額は支払われたものの、超過した工事代金が未払いのまま。
- ・超過した工事代金の回収を行政の方で対応してくれないか。

【本事例の問題点】

- ・工事の具体的内容の提示を受けないまま工事代金を見積もった上、口頭で契約し、施工中に工事内容の違いが発覚した。
- ・本来ならばその時点で工事内容や工事金額を明確にして、書面で変更契約をすべきところ、あいまいな口約束により施工を継続した。
- ・なお、超過した工事代金の回収は民事上解決すべきものであり、行政は関与しない性格のものである。

【本事例を踏まえた建設業法令遵守のポイント】

- ・下請契約が適正に締結されるためには、元請負人が下請負人に対し、あらかじめ、契約内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設け、見積落とし等の問題が生じないように検討する期間を確保し請負代金額の計算その他契約締結に関する判断を行わせる必要がある。
- ・契約は下請工事の着工前に書面により行う必要がある。これにより、請負契約の明確性及び正確性を担保し、紛争の発生を防止する。

②口頭で約束した追加工事代金が支払われない事例

【相談内容（相談者：2次下請負人）】

- ・道路改良工事を、2次下請負人として施工し、工事は完了している。
- ・当初契約金額2,500万円は支払ってもらえたが、工事途中に口頭で約束した追加工事分1,400万円を請求したところ、支払いを拒否された。
- ・相手方は追加工事分については当初の契約金額に含まれているとして、これ以上は払えないと主張しており、話し合いが平行線のため、仲裁等を行っている機関を紹介してほしい。

【本事例の問題点】

- ・追加工事について、契約書面の取り交わしをせずに、口約束のまま工事に着手して、工事が完了した。
- ・下請負人側が訴訟等の法的な手段により解決を図ろうとしても、追加工事に係る契約上の証拠等が極めて不十分で不利な立場になる。

【本事例を踏まえた建設業法令遵守のポイント】

- ・追加工事等の発生により当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、当初契約を締結した際と同様に追加工事等の着工前に変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- ・これは、当初契約書において契約内容を明定しても、その後の変更契約が口約束で行われれば、当該変更契約の明確性及び正確性が担保されず、紛争を防止する観点から望ましくないためである。

③手直し工事の費用を一方的に下請に負担させる事例

【相談内容（相談者：2次下請負人）】

- ・個人住宅の防犯カメラ設置工事を、2次下請負人として、元請負人の指示どおりに施工した。
- ・しかし、施主が工事の成果を気に入らず、他の業者に手直し工事を施工させた。
- ・この手直し工事に要した費用の支払を、元請負人から1次下請負人、1次下請負人から2次下請負人へとたらい回しで負担させようとした。
- ・元請負人の指示どおりに施工し、下請負人として責めを負う理由がないのに、その代金を一方的に負担させるのはおかしいのではないか。

【本事例の問題点】

- ・下請負人には手直し工事の原因がないにもかかわらず、その費用を負担させよう

とした。

- ・本来、施主が自ら行った手直し工事について、元請負人は費用負担を求められるべきではないことを施主と調整するなど、元請負人としての責任を果たすべきである。

【本事例を踏まえた建設業法令遵守のポイント】

- ・やり直し工事を下請負人に依頼する場合は、やり直し工事が下請負人の責めに帰すべき場合を除き、その費用は元請負人が負担する必要がある。
- ・下請負人の責めに帰さないやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、契約変更を行う必要がある。
- ・下請負人の責めに帰すべき理由がないのに、その費用を一方的に下請負人に負担させることは建設業法に違反するおそれがある。

(3) 建設業の適正取引に向けて留意すべき事項

(2)でご紹介した実際の相談事例を踏まえ、建設業の適正取引に向けて留意すべき事項は以下のとおりです。改めてご認識の上、建設業法遵守の徹底をお願いいたします。

- 元請負人・下請負人間のコミュニケーション不足がトラブルにつながる。
- 元請負人は、できる限り具体的な内容を示した見積依頼を行い、下請も適切な見積りに努める。
- 元請負人・下請負人は、対等な立場で、双方の合意のもとで契約を締結する。
- 契約は、口頭ではなく下請工事の施工に着手する前に書面で行う。
- 追加工事等による追加・変更契約のときも、口頭ではなく当該追加工事等の施工に着手する前に書面で行う。
- 工期を変更する場合ややり直し工事が発生した場合、増加費用等について、適正に下請負人と協議・合意し、下請負人に一方的に負担を押し付けてはならない。
- 請負契約書では、工事の内容、請負代金額、工期の他にも、損害金の負担のあり方なども含め、責任範囲を明確化する。
- 下請代金から一方的に費用を差し引く赤伝処理や、下請代金の支払いを根拠なく拒否することなど、下請負人に一方的に負担を押し付けてはならない。

4 おわりに

建設業における取引の適正化のために、当機構では、各種法令の解説や建設業のためのコンプライアンスについての講演会を行うとともに、国土交通省及び都道府県主催の「建設業取引適正化推進期間」に協賛し、重要な機会と捉え、普及・啓発活動を行っております。引き続き、このような機会を活用して、建設業取引の適正化の推進に取り組んでまいります。皆様も改めて建設業法遵守のポイントをご認識の上、法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るよう、徹底をお願いします。

(建設業適正取引研究会)